

第 2 期特定健康診査等実施計画

全日本空輸健康保険組合

平成 25 年 2 月

背景

高齢化の急速な進展と高血圧症、脂質異常症、糖尿病等の生活習慣病が増加し、死亡要因の約6割を占め、医療費に占める生活習慣病の割合も国民医療費の約3分の1となっている。健康で長生きをすることは万人の願いであり、国民の健康に関する情報や知識への関心は高いが、健診受診率等の現状は十分なものとは言えない。このために確実に健診を受けることで自らの健康状態を把握し、生活習慣の改善を図ることで、生活習慣病を予防する取組みを進めていくことが重要となっている。

平成20年度より高齢者の医療の確保に関する法律に基づいて、保険者は被保険者及び被扶養者に対し、生活習慣病に関する健康診査(特定健康診査)及びその結果により健康の保持に努める必要がある者に対する保健指導(特定保健指導)を実施することが義務付けられた。

趣旨

本計画は、当健康保険組合に加入する40歳から74歳までの被保険者・被扶養者に対して実施する特定健康診査及び特定保健指導の実施方法に関する基本的な事項、特定健康診査及び特定保健指導の実施並びにその成果に係る目標に関する基本的事項について定めるものである。

なお、高齢者の医療の確保に関する法律第19条により、5年ごとに5年を一期として特定健康診査等実施計画を定めることとされており、本計画は第1期(平成20年度～24年度)の計画期間が終了することに伴い、第2期(平成25年度～29年度)の計画として策定するものである。

第2期のポイント

- (1) 健診・保健指導について、内臓脂肪型肥満に着目した第1期のメタボリックシンドローム対策中心の枠組みを維持。
- (2) 糖尿病などの生活習慣病にかかっている人やその予備軍を平成20年度と比べて平成29年度には25%減らす。
⇒保険者種別に目標(平成29年度)を設定。
単一健保：特定健診実施率90%、特定保健指導実施率60%
- (3) 国及び保険者において、特定健診・保健指導の実施率向上に取り組む。
⇒健診未受診者に対する受診勧奨の徹底 等。
- (4) エビデンス(科学的根拠)を蓄積し、効果の検証に取り組む。必要に応じ運用の改善や制度的な見直しを検討。
⇒非肥満でリスクがある者に対する対応 等

全日本空輸健康保険組合の現状

当健保組合は、航空運送業等を主たる業とする事業所が加入している健保組合である。

平成 24 年 12 月現在の事業所数は 9 で、すべて東京に所在している。ただし、支店は全国に点在している。首都圏に在勤している被保険者及び被扶養者は約 8 割、それ以外の在勤者は 2 割程度となっている。

当健保組合に加入している被保険者、被扶養者の状況は以下のとおりである。また当健保組合は、特例退職被保険者制度を有し、その割合は全体の 15%程度である。

H24.12.31 現在

種類		加入数(人)			平均年齢(歳)		
合計	被保険者	18,557	男	10,411	43.17	男	50.53
			女	8,146		女	33.75
	被扶養者	15,724	男	4,248	31.54	男	13.38
			女	11,476		女	38.26
一般	被保険者	15,969	男	7,917	39.35	男	45.40
			女	8,052		女	33.40
	被扶養者	13,251	男	4,064	26.53	男	12.76
			女	9,187		女	32.63
特退	被保険者	2,588	男	2,494	66.72	男	66.82
			女	94		女	64.04
	被扶養者	2,473	男	184	60.43	男	27.05
			女	2,289		女	60.87

被保険者（一般）の健康診断については、事業主が集団健診を設定する地区および指定医療機関にて実施している。

- ・ 事業者が集団健診を設定する地区 ----- 全国 3 ヲ所

＊健康管理センター

所在地 東京(羽田)、大阪(伊丹)、成田

＊職員 医師（常勤 8 名・非常勤 55 名）、看護師及び保健師 31 名

＊ローカル含む、事務職除く

- ・ 指定医療機関 ----- 全国約 60 ヲ所

平成 24 年度の定期健康診断の実施人数は約 12,000 名で、その内訳は設定地区での受診が 10,000 名、医療機関での受診が 2,000 名である。

1 達成目標

(1) 特定健康診査の実施に係る目標

平成 29 年度における特定健康診査の実施率を 90.0%とする。

この目標を達成するために、平成 25 年度以降の目標実施率を以下のように定める。

<年次別目標値>

	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	参酌標準
被保険者（一般）	95.0%	96.0%	97.0%	98.0%	99.0%	—
被保険者（特退・任継）	41.0%	49.0%	58.0%	62.8%	81.3%	—
被扶養者	39.3%	48.6%	57.9%	67.6%	85.5%	—
合計（被保険者+被扶養者）	64.6%	70.3%	75.7%	80.6%	90.8%	90.0%

(2) 特定保健指導の実施に係る目標

平成 29 年度における特定保健指導の実施率を 60.0%とする。

この目標を達成するために、平成 25 年度以降の目標実施率を以下のように定める。

<年次別目標値>

	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	参酌標準
被保険者（一般）	10.0%	20.0%	35.0%	45.0%	60.0%	—
被保険者（特退・任継）	10.0%	20.0%	35.0%	45.0%	60.0%	—
被扶養者	10.0%	20.0%	35.0%	45.0%	60.0%	—
合計（被保険者+被扶養者）	10.0%	20.0%	35.0%	45.0%	60.0%	60.0%

2 特定健康診査・特定保健指導の対象者見込数

(1) 特定健康診査対象者数

特定健診対象者は平成 25 年度で 16,856 人、平成 29 年度には 17,902 人と予想される。また、特定健診実施率の目標値を平成 25 年度で 64.6%、平成 29 年度で 90.8%とすると、特定健診受診者は、平成 25 年度で 10,884 人、平成 29 年度で 16,262 人となる。

<特定健診対象者数・特定健診目標実施者数> (人)

	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	参酌標準
被保険者（一般）						
目標実施率	95.0%	96.0%	97.0%	98.0%	99.0%	
対象者数（推計）	7,557	7,837	7,939	8,093	8,131	
目標実施者数	7,179	7,523	7,701	7,931	8,049	
被保険者（特退・任継）						
目標実施率	41.0%	49.0%	58.0%	62.8%	81.3%	
対象者数（推計）	2,842	2,842	3,017	3,167	3,311	
目標実施者数	1,166	1,392	1,749	1,989	2,692	
被扶養者						
目標実施率	39.3%	48.6%	57.9%	67.6%	85.5%	
対象者数（推計）	6,461	6,461	6,461	6,461	6,461	
目標実施者数	2,539	3,139	3,739	4,367	5,521	
合計（被保険者+被扶養者）						
目標実施率	64.6%	70.3%	75.7%	80.6%	90.8%	90.0%
対象者数（推計）	16,856	17,139	17,417	17,720	17,902	
目標実施者数	10,884	12,054	13,189	14,287	16,262	

(2) 特定保健指導対象者数

平成 23 年度の特定健診の結果をもとに設定した当健保組合の特定保健指導の出現率は、下記のとおりである。この出現率をもとに、特定保健指導対象者を算出すると、平成 25 年度で 1,942 人、平成 29 年度には 2,435 人と予想される。

※出現率（特定健診受診者のうち、情報提供、動機付け支援、積極的支援に階層化される対象者の割合）

<特定健診受診者の階層化と特定保健指導に該当する割合>

	年齢	性別	情報提供	動機付け支援	積極的支援
出現率	40～	男性	72.3%	11.7%	16.0%
		64 歳	女性	95.8%	2.7%
	65～	男性	79.6%	20.4%	
		74 歳	女性	95.8%	4.2%

<特定保健指導対象者数・特定保健指導目標実施者数>

(人)

		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
被保険者（一般 男） 実施率		10.0%	20.0%	35.0%	45.0%	60.0%
動機付支援対象者	対象者数	625	634	620	604	589
	実施者数	62	127	217	272	353
積極的支援対象者	対象者数	852	864	845	824	803
	実施者数	85	173	296	371	482
被保険者（一般 女） 実施率		10.0%	20.0%	35.0%	45.0%	60.0%
動機付支援対象者	対象者数	50	57	65	75	81
	実施者数	5	11	23	34	49
積極的支援対象者	対象者数	28	32	37	43	46
	実施者数	3	6	13	19	28
被保険者（特退・任継） 実施率		10.0%	20.0%	35.0%	45.0%	60.0%
動機付支援対象者	対象者数	188	218	262	295	391
	実施者数	19	44	92	133	234
積極的支援対象者	対象者数	91	122	175	204	292
	実施者数	9	24	61	92	175
被扶養者 実施率		10.0%	20.0%	35.0%	45.0%	60.0%
動機付支援対象者	対象者数	73	90	107	125	158
	実施者数	7	18	37	56	95
積極的支援対象者	対象者数	34	43	51	60	75
	実施者数	3	9	18	27	45
被保険者+被扶養者 実施率		10.0%	20.0%	35.0%	45.0%	60.0%
動機付支援対象者	対象者数	936	999	1,053	1,099	1,219
	実施者数	94	200	369	494	731
積極的支援対象者	対象者数	1,006	1,062	1,108	1,130	1,216
	実施者数	101	212	388	509	730
保健指導対象者 合 計	対象者数	1,942	2,060	2,161	2,229	2,435
	実施者数	194	412	756	1,003	1,461

Ⅲ 特定健康診査等の実施方法

(1) 実施場所

特定健診は、労働安全衛生法の対象となる被保険者については、事業主の指定する健診機関に委任する。その他の被保険者および被扶養者については、健診機関に委任する。

特定保健指導は、労働安全衛生法の対象となる被保険者については、事業主または保健指導が実施できる機関に委任する。その他の被保健者および被扶養者については、保健指導が実施できる機関に委任する。

(2) 実施項目

ア 特定健診

実施項目は、ホームページに記載されている健診項目とする。

なお、生活習慣病健診、人間ドックを受診することにより特定健診を実施したものと同様の扱いとする。

イ 特定保健指導

実施項目は、ホームページに記載されている実施内容とする。

(3) 実施時期

実施時期は通年とする。

(4) 委託の有無

ア 特定健診

当健保組合が、代行機関として定めた委託者の契約している健診機関および健保連の集合契約している健診機関にて受診が可能となるよう措置する。

イ 特定保健指導

保健指導が実施できる専門機関に委任し、あらゆる地域で受診が可能となるよう措置する。

(5) 受診方法および費用

原則、労働安全衛生法の対象となる被保険者については、事業主の指定する健診機関にて受診する。その他の被保険者および被扶養者については、当健保組合が契約をする健診機関にて受診する。保健指導は、保健指導を行える機関において実施する。受診時の自己負担額は、無料とする。ただし、規定の実施項目以外を受診した場合、その費用は自己負担とする。

(6) 周知・案内方法

周知は、当健保組合の機関誌等に掲載するとともにホームページに掲載して行う。

(7) 健診データの受領方法

健診のデータは、契約健診機関から代行機関を通じ、電子データにて随時受領し、当健保組合で保管する。また、特定保健指導について外部委託先機関実施分についても同様に電子データで受領するものとする。尚、データの保管年数は当健保組合が実施した分も含めて5年間とする。

(8) 特定保健指導対象者の選出方法

特定保健指導の対象者については、効果面等を考慮しつつ、毎年の優先項目を設定し選出する。

IV 個人情報保護

当健保組合は、全日本空輸健康保険組合個人情報保護管理規程を遵守する。

当健保組合及び委託された健診・保健指導機関は、業務によって知り得た情報を外部に漏らしてはならない。

当健保組合のデータ管理者は、常務理事とする。またデータの利用者は当健保組合職員および事業主健康管理部門スタッフに限定する。

外部委託の際は、データ利用の範囲・利用者等を契約書に明記することとする。

V 特定健康診査等実施計画の公表・周知

本計画の周知は、当健保組合のホームページに掲載する。

VI 特定健康診査等実施計画の評価及び見直し

当計画については、目標と相違している等が発生した場合、その他必要がある場合は見直すこととする。

VII その他

労働安全衛生法による健康診断は、引き続き事業主が主体となってい、当健保組合はそのデータを事業主から受領する。健診費用については事業主が負担する。

保健指導については、事業主及び当健保組合が協力して行っていく。

以上